

2012年10月23日

外務大臣 玄葉光一郎 殿

日韓会談文書・全面公開を求める会
(共同代表 太田修、田中宏、吉澤文寿)

申し入れ書

去る10月11日に東京地裁民事第2部が下した日韓会談文書不開示処分取消し請求事件に関する判決は、「当該不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は(中略)当該不開示文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条(情報公開法5条 行政文書の開示義務)3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある」と判断しました。つまり、30年を超えてなお不開示とするには、相当の根拠が必要という明確な基準を示したのです。

また、判決には「外務大臣においては、本件各文書中の不開示部分について、(中略)再検討を真摯かつ速やかに尽くしていくことが切に望まれる」との付言も付されています。これが確定すれば、情報公開の在り方も、より市民社会に即した方向に進むと思われれます。

貴職におかれましては、このような画期的な判決を受け入れて、判決が開示を命じた文書を直ちに開示するとともに、付言の指摘に従って不開示部分についても「真摯かつ速やかに」開示することをここに要請します。

なお「判決骨子」と本会が作成した共同声明「戦争および植民地支配に対する日本の責任問題は日韓請求権協定で解決していません」を添付します。

(連絡先住所)

〒165-0031

東京都中野区上鷺宮1-8-2 山本方

日韓会談文書・全面公開を求める会